

## 雲南地域保健医療対策会議設置要綱

### (目的)

第1条 県民が、生涯にわたり健康で、必要なときに適切な保健・福祉サービスを利用でき、また、いつでもどこでも安心して質の高い医療を受けられるよう、地域における保健医療に関する諸課題を検討し、その充実を図るために、雲南地域保健医療対策会議（以下「保健医療対策会議」という）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 保健医療対策会議は、次に掲げる事項について協議、検討する。

- (1) 地域における保健医療体制の構築に関すること。
- (2) 保健医療計画の地域における進行管理に関すること。
- (3) その他、地域における保健医療に関する諸課題の検討に関すること。

### (組織)

第3条 保健医療対策会議の委員は、地域の病院の病院長、郡市医師会代表、市町副市町長、消防本部消防長、保健・福祉等の関係諸機関の長又はこれに準ずる職の者、地域住民の代表、保健所長及びその他関係者をもって構成する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 改選時において、次期役員が選出されるまでの間は、前役員が引き続き就任するものとする。

### (運営)

第5条 保健医療対策会議は、次により運営する。

- (1) 会議には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- (2) 保健医療対策会議の議長は、委員長が務める。
- (3) 委員長に事故がある時は、副委員長がその職務を代理する。

### (作業部会等)

第6条 地域における保健医療体制の構築に当たり、諸課題の検討を行うために、必要に応じて作業部会及び検討会議を設けることができる。

### (庶務)

第7条 保健医療対策会議及び作業部会等の庶務は、雲南保健所において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱で定めるものの外、保健医療対策会議及び作業部会等の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成18年 8月10日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年 7月25日から施行する。

附則 この要項は、令和 元年 8月 1日から施行する。

雲南地域保健医療対策会議委員

所 属	職	氏 名
雲南市立病院	病院事業管理者	
町立奥出雲病院	病院長	
飯南町立飯南病院	病院長	
平成記念病院	病院長	
雲南医師会	会 長	
歯科医師会雲南支部	代 表	
雲南市	副市長	
奥出雲町	副町長	
飯南町	副町長	
雲南広域連合雲南消防本部	消防長	
雲南広域連合事務局	事務局長	
雲南圏域健康長寿しまね推進会議	会 長	
島根県薬剤師会	常務理事	
看護協会雲南支部	支部長	
雲南地区栄養士会	会 長	
雲南市社会福祉協議会	事務局長	
雲南地域介護サービス事業管理者連絡会	会 長	
雲南地域介護支援専門員協会	副会長	
がんばれ雲南病院市民の会	事務局長	
雲南病院を支えよう市民の会	会長	
奥出雲町地域医療確保対策推進協議会	会長	
飯南町の医療を守り支援する会	会長	
雲南保健所	所 長	